

関東信越税理士会 熊谷支部 11月例会次第

日時 平成30年11月7日(水)
午前10時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

(1) 10月 5日(金)	支部例会・署との協議会	於	ホテルガーデンパレス
(2) 10月11日(木)	熊谷資産税研究会定期総会	於	さくらめいと
(3) 10月13日(土)	熊谷税務署とのソフトボール大会	於	白草台運動公園
(4) 10月18・19日	小野博行会員御母堂様 通夜・葬儀	於	えこうホール赤砂・真福寺
(5) 10月23日(火)	大里地区租税教育推進協議会役員会	於	埼玉県産業技術センター
(6) 11月 1日(木)	署との綱紀監察協議会	於	熊谷税務署
(7) 11月 1日(木)	署との書面添付協議会	於	熊谷税務署
(8) 11月 1日(木)	正副支部長・署との協議会	於	熊谷税務署
(9) 11月 1日(木)	正副支部長・地域長会議	於	支部事務局
(10) 11月 4日(日)	支部広報部えびす市にて広報活動	於	熊谷市

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会
日時 11月7日(水)午前10時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 県北ブロック研修会
日時 11月7日(水)午後1時00分～5時00分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「相続税の重要項目(小規模宅地と納税猶予)」
講師 税理士 岩下忠吾先生
- (3) 第29回学術研究討論会
日時 11月8日(木)午後1時00分～4時40分
場所 大宮ソニックシティ2階小ホール
- (4) 農業青色申告会との協議会
日時 11月15日(木)午前10時00分～
場所 JA榛沢 2階会議室
- (5) 納税表彰式
日時 11月16日(金)午後3時00分～
場所 熊谷文化創造館さくらめいと 月のホール
- (6) 熊谷商工会議所共催「年末融資相談会」
日時 11月20日(火)午前9時30分～午後5時00分
場所 熊谷商工会議所 2階3号室
- (7) 第6回歩け歩け大会
日時 11月20日(火)
場所 秩父札所めぐり
- (8) ソフトボール部忘年会
日時 11月21日(水)午後6時30分～
場所 甲子園第二球場
- (9) 正副支部長・署との協議会
日時 11月30日(金)午後4時00分～
場所 熊谷税務署
- (10) 正副支部長・地域長会議
日時 11月30日(金)午後4時45分～
場所 支部事務局

(11)決算説明会

日時 12月10日(月)午前10時00分～12時00分・午後2時00分～4時00分
12月12日(水) // //
場所 熊谷文化創造館さくらめいと

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

支部推薦

熊谷市特別職報酬等審議会委員 清水茂昭会員

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

転入

龍前篤司(平成30年10月1日 東京税理士会より転入 南部地区)

〒360-0036 熊谷市桜木町1-18 橋本第一ビル5階

TEL 579-5143 FAX 579-5144

吉澤春男(平成30年10月31日 群馬県前橋支部より転入 南部地区)

〒360-0162 熊谷市村岡203-1

TEL 536-4147 FAX 536-4147

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 12月6日(木) 午後4時00分～ 署との協議会・例会

午後5時00分～ 忘年会

バス 午後1時30分 熊谷駅南口・市役所発

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 12月6日(木)午後2時00分～2時50分 税理士法

午後3時00分～3時50分 書面添付(相続税)

内容 「税理士法」・「書面添付」

講師 熊谷税務署総務課長 藤井 修氏・担当官

単位 2単位

バス 熊谷駅南口より午後1時30分発

8. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

平成 30 年 11 月 7 日

各 位

埼玉県税理士協同組合
理事長 大 井 博
熊谷地域
地域長 山 崎 浩 成

選択制書籍購入助成のご案内について

平素は組合事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当組合では昨年度に引き続き組合加入者の方へ選択制書籍購入助成を実施いたしますのでご案内いたします。

まだ組合にご加入いただいていない方につきましては、これを機に組合にご加入いただきますようお願い申し上げます。

なお、選択制書籍購入助成の概要は以下のとおりです。

記

案内配布時期：11月上旬（各組合加入者に個別案内）

対象出版社：ぎょうせい、税務研究会、大蔵財務協会

助成金額：出版社1社につき上限1万円（合計3万円）

※各出版社で上限額の1万円を超えた金額については、購入者自身のご負担となります。

助成対象：組合加入者

※申込期限内に組合加入の方も対象とします。

*例年配布しておりました「所得税確定申告の手引」(税務研究会)につきましては配布いたしません。ご希望の方は税務研究会の書籍一覧から選択してください。

また「税務便覧(京都税理士協同組合)出版委員会編」の配布は従来どおり年末に実施いたします。

平成30年11月 7日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 寺山智久
地域長 山崎浩成
副支部長 福島泰彦
綱紀監察部長 根岸文男
業務対策部長 森田正男
研修部長 中村武司

税理士会36時間規定研修 平成30年度支部研修会のご案内

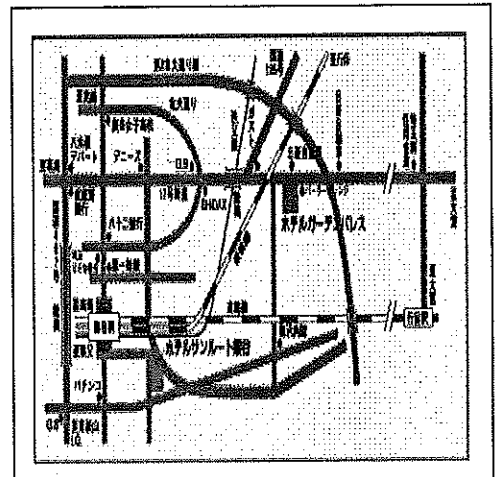
拝啓 菊薫る今日このごろ、会員の先生方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて研修会を開催いたしますので、何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 平成30年12月6日(木) 午後2時00分～3時50分
受付 午後1時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
内容 『税理士法』
『書面添付』(相続)
講師 熊谷税務署総務課長 藤井 修氏・担当官
対象 税理士会会員及び職員
バス 午後1時30分に下記の2カ所よりバスが発進
します
熊谷市役所付近 熊谷駅南口
単位 2単位 受講カードを忘れないようにして下さい



*11月26日(月)までに支部事務局宛お申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612
平成30年12月6日の支部研修会出席人数は

会員 _____ 名 事務所職員 _____ 名 合計 _____ 名

会員事務所名 _____

平成30年11月7日

会員・準会員各位

関東信越税理士会熊谷支部

支部長 寺山智久

副支部長 藤野佳子

地域長 山崎浩成

福祉共済部長 林 正浩

12月支部例会・忘年会について

日時 12月6日(木)

14:00～15:50 支部研修会 (受付 13:30～)

16:00～16:30 署との協議会

16:30～17:00 支部例会

17:00～ 忘年会

場所 ホテルガーデンパレス

(忘年会会費として当日¥3,000集金いたします。)

バス 午後1時30分に熊谷市役所・熊谷駅南口より出発

支部研修会について

*書面添付・税理士法 14:00～15:50

講師 熊谷税務署総務課長 藤井 修氏・担当官

*下記の出欠表を11月26日(月)までに支部事務局宛ご提出下さい。

FAX 521-9612

12月6日(木) の忘年会に

出席 ・ 欠席 します。

氏名 _____

確定申告会場の相談受付時間の変更について（お知らせ）

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、このたび関東信越国税局から、各税務署における確定申告会場の相談受付終了時間の変更について、次のとおりご連絡がありましたので、会員の皆様にご周知くださいますようお願い申し上げます。

<各税務署共通> 終了受付時間の変更

（変更前）午後 5 時 ⇒ （変更後）午後 4 時

◆相談受付：午前 8 時 30 分から午後 4 時まで（申告書の提出は午後 5 時まで）

◆相談開始：午前 9 時から

なお、税務支援に係る受託事業「無料申告相談」の従事時間については従来どおりで、昼休みの 1 時間を除く午前 9 時から午後 5 時まで（第一統括官等と支部との協議で決定）の原則は変わることはありませんので、ご留意願います。

平成 30 年 10 月 23 日

総合企画部長 大西 勉

熊市民発第531号
平成30年10月29日

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 寺山 智久 様

熊谷市長 富岡



職務上請求書の適正使用について（お願い）

時下、貴職におかれましては、御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、本市の市政推進につきまして、日ごろから格別の御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴会・支部会員の皆様が職務遂行上必要となる住民票の写しや戸籍謄・抄本等を請求する際に使用する「職務上請求書」につきまして、定められた事項が記入されていないものが見受けられますので、その適正な記載について改めてお願いいたします。

また、近年、偽造された職務上請求書を使用した戸籍謄・抄本等の不正請求事件が大きく報道され社会問題となったところですが、職務上請求書の適正な使用につきましても、会員皆様に対して再度御周知いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

今後も貴会・支部のますますの御発展を祈念申し上げますとともに、引き続き市政推進への御理解・御協力をよろしくお願い申し上げます。

担当：市民部市民課 橋本
電話：048-524-1111 内線 267

日税連及び各省庁新着情報(日税連研修ホームページのリニューアル、第17回税制調査会会議資料、国際観光旅客税、日本工業規格(JIS)の制定・改正)について(周知依頼)

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の4点につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1. 研修ホームページのリニューアルに伴うブラウザの更新等について

日税連では、日税連研修ホームページ及びマルチメディア研修(日税連配信)について、平成30年12月3日にリニューアルを行う予定です。それに伴いリニューアル後は、利用可能なブラウザが変更(Internet Explorerのバージョンが11に限定されること)となるため、IEのバージョン確認及び更新に係る手順書が公表されました。特にWindows Updateを一度も行っていないパソコンや、Windows XPやWindows Vistaのパソコンをご利用いただいている場合にはご注意ください。

詳細については、下記の日税連ホームページをご確認ください。

- 日税連「研修受講管理システム及び研修ホームページ利用ブラウザの確認・更新のお願い」
→ <http://www.nichizeiren.or.jp/whats-new/p181001/>

2. 内閣府「第17回税制調査会会議資料(平成30年10月10日)」

内閣府ホームページにて、10月10日に開催された第17回税制調査会会議の資料が公開されました。詳細については下記の内閣府ホームページをご覧ください。

- 内閣府「第17回 税制調査会(2018年10月10日)資料一覧」
→ <http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/30zen17kai.html>

3. 国税庁「国際観光旅客税について」

「国際観光旅客税」は、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するために、原則として、船舶又は航空会社(特別徴収義務者)が、チケット代金に上乗せする等の方法で、日本から出国する旅客(国際観光旅客等)から徴収(出国1回につき1,000円)し、これを国に納付するものです。適用時期は、平成31年1月7日以後の出国に適用されます。詳細については、下記の国税庁ホームページをご確認ください。

- 国税庁「国際観光旅客税について」
→ <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/kansetsu/kanko/index.htm>

4. 経済産業省「日本工業規格(JIS)を制定・改正しました(平成30年9月分)」

経済産業省より日本工業規格(JIS)について3件の制定及び19件の改正が発表されました。詳細については、下記の経済産業省ホームページをご確認ください。

- 経済産業省「日本工業規格(JIS)を制定・改正しました(平成30年9月分)」
→ <http://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180920003/20180920003.html>

平成30年10月16日
総合企画部長 大西 勉

各省庁新着情報(スマホ×確定申告、第18回税制調査会会議資料、
第19回税制調査会会議資料)について(周知依頼)

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の3点につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1. スマホ×確定申告 スマート申告が始まります

国税庁より平成31年(2019年)1月から確定申告がスマートフォンから可能となるにあたり、「国税庁 確定申告書等作成コーナー」のデザインが変更となります。詳細については、下記の国税庁ホームページをご確認ください。

- 国税庁「スマホ×確定申告 スマート申告が始まります」

→ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/smart_shinkoku/index.htm

2. 内閣府「第18回税制調査会会議資料(平成30年10月17日)」

内閣府ホームページにて、10月17日に開催された第18回税制調査会会議の資料が公開されました。詳細は下記の内閣府ホームページをご覧ください。

- 内閣府「第18回 税制調査会(2018年10月17日)資料一覧」

→ <http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/30zen18kai.html>

3. 内閣府「第19回税制調査会会議資料(平成30年10月23日)」

内閣府ホームページにて、10月23日に開催された第19回税制調査会会議の資料が公開されました。詳細は下記の内閣府ホームページをご覧ください。

- 内閣府「第19回 税制調査会(2018年10月23日)資料一覧」

→ <http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/30zen19kai.html>

平成30年10月29日
総合企画部長 大西 勉

平成31年3月申告用

所得税の 確定申告の 手引

申告書全様式の
記載例つき

佐藤浩人 編

B5判868頁/定価:本体2,000円+税 ★送料実費

計算例や申告書の記載例を
豊富に収録した最新版!!

■申告書に沿って、税法・通達改正等を織り込み、所得の種類別にその計算方法から、実際の確定申告書の書き方までを体系的にとりまとめて工夫編集。

■申告書の記載例については、平成30年分で使用されるすべての申告書の様式と多くの附属計算書の記載例を示し、わかりやすく解説。

■復興特別所得税についても適宜収録。

平成30年度税制改正事項を
完全収録!!
申告書の記載例をもとに、
わかりやすく解説!!

確定申告は この1冊で万全

平成31年1月発刊

主要目次.....

- 平成30年分 確定申告書の記載例
- 平成30年度税制改正(所得税関係)のあらまし
- 第1章 確定申告とは
- 第2章 確定申告書B(分離課税用(第三表)及び損失申告用(第四表)の確定申告書を含む。)の書き方

1 収入金額等・所得金額

事業所得/不動産所得/利子所得/配当所得/給与所得/一時所得・雑所得/譲渡所得/分離課税の所得/山林所得/退職所得/所得の「合計」の仕方

2 所得から差し引かれる金額=所得控除

- 本人・控除対象配偶者・扶養親族の所得控除額の合計表
- 各種所得控除が認められる人的要件一覧

3 納める税金の計算

4 住民税・事業税に関する事項

第3章 確定申告書A(給与所得・雑所得・配当所得・一時所得だけの人等用)の書き方

第4章 確定申告を誤った場合などの手続

- 1 修正申告 2 更正の請求

第5章 非居住者の確定申告

第6章 住民税及び事業税に関する申告の手引

- 1 住民税 2 事業税

〈参考〉

- ・主な非課税所得の一覧表
- ・源泉徴収で課税が完結する所得の一覧表
- ・復興特別所得税のあらまし
- ・帳簿書類の電子データ保存制度のあらまし
- ・社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)のあらまし
- ・減価償却資産の耐用年数表/余命年数表
- ・雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」について
- ・平成30年分 所得税の税額表/平成30年分 簡易給与所得表

特別附録

平成30年分 個人事業者のための
消費税のあらましと申告の仕方

キリトリ線

下記のとおり申し込みます。

申込日 平成 年 月 日

平成31年3月申告用 〈佐藤浩人 編〉

〈978-4-433-60348-9〉

所得税の確定申告の手引

冊

ご住所(〒)

電話()

-

番

貴(社)名

⑩

部署名()

部

課

ご担当者名()

)

※ご購入いただいた氏名・住所・電話番号等は、小社の商品発送、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために使用いたします。

図書申込書

■発売所 ■ 株式会社 清文社

〒101-0047

東京都千代田区内神田1-6-6

MIFビル

TEL.03-6273-7946

FAX.03-3518-0299

http://www.skattsei.co.jp

平成 30 年 11 月

各 位

株式会社 清文社

平成 31 年 3 月申告用『所得税の確定申告の手引-関東信越版』のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて今般、平成 31 年 3 月申告用「所得税の確定申告の手引-関東信越版」が平成 30 年 12 月末日に
発刊することになりましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、裏面のパンフレットをご参照の上、下記により関東信越税理士会 熊谷支部様まで、
FAXまたはTELにて、お申し込み下さいますようお願い致します。

敬具

記

1. 書籍名・特別価格等 (税込)

書 籍 名	規 格	定 価	特 別 価 格
平成 31 年 3 月申告用『所得税の確定申告の手引-関東信越版』	B5 判 868 頁	2,160 円	1,720 円

2. 納品方法 平成 31 年 1 月上旬に熊谷支部事務局様にご送付予定です。
ご注文いただきました方は、支部事務局までお越しく下さい。
3. 精算方法 代金と引き換えでお願い致します。
4. 申込締切 平成 30 年 12 月 20 日 (木)
5. 問い合わせ先 株式会社 清文社 営業部：菅原
東京都千代田区内神田 1-6-6 (MIFビル)
TEL.03-6273-7946/FAX.03-3518-0299

申 込 書

平成 30 年 月 日

関東信越税理士会 熊谷支部 御中

貴所名 _____ ご担当者 _____

ご住所 (〒 _____) _____

TEL _____ FAX _____

平成 31 年 3 月申告用「所得税の確定申告の手引」 申し込みます。

お申し込みは ⇒ **FAX:048-521-9612** 番号間違えにご注意下さい。

日時 平成30年11月7日(水)
10時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所課税部長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

- (1) 平成30年度「税を考える週間」について (総務課)
期間：平成30年11月11日(日)～17日(土)
今年のテーマ：「暮らしを支える税」
別添1『平成30年度「税を考える週間」行事予定』参照

11月11日(日)～17日(土)は、「税を考える週間」です。

国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から17

日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。
今年の「税を考える週間」では、「暮らしを支える税」をテーマとして、国民の皆様
に国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、国民各層の納税意識の
向上を図ることとしています。

熊谷税務署では、「納税表彰式」、「税務署長講演会（租税教室）」及び「税につい
ての作文・標語等の展示」を予定しております。

(2) 平成 30 年分所得税及び復興特別所得税の予定納税（第二期分）について
(管理運営部門)

- イ 納期限 平成 30 年 11 月 30 日（金）
- ロ 振替納税利用者の振替日 平成 30 年 11 月 30 日（金）
- ハ 振替納税未利用者への納付書送付日 平成 30 年 11 月 1 日（木）

予定納税（第二期分）の納期限は 11 月 30 日でございます。振替納税の振替日に
つきましても、納期限と同日の 11 月 30 日となりますので、関与先等に対しまして、
前日までの残高確認をご指導いただきますようお願いいたします。

なお、振替納税を利用されていない方への納付書は 11 月 1 日に発送しておりま
す。お送りした納付書には口座振替依頼書を同封しておりますが、確定申告分から
の利用となりますので、予定納税第二期分は納付書で納付いただきますよう、ご指
導をお願いいたします。

(3) ダイレクト納付の利用勧奨について (管理運営部門)

- イ 発送日 平成 30 年 10 月 30 日（火）
- ロ 対象者 ダイレクト納付の届出がされている源泉徴収義務者のうち、ダイレ
クト納付の未利用者
別添 2 「さあ、はじめよう！〔源泉所得税及復興特別所得税の納付書（徴収高計
算書）の作成から納付まで〕」参照

ダイレクト納付の利用勧奨につきましては、日頃からご協力をいただきましてあ
りがとうございます。

既にダイレクト納付の届出をされている源泉徴収義務者のうち、ダイレクト納付
を利用されていない法人に対しまして別添 2 「さあ、はじめよう！〔源泉所得税及
復興特別所得税の納付書（徴収高計算書）の作成から納付まで〕」のチラシを発送
しております。

関与先等から照会等がありましたらご指導をお願いいたします。

- (4) 納税証明書オンライン請求の利用勧奨について (管理運営部門)
別添3「納税証明書のオンライン請求をご利用ください！」参照

イ 発送日 平成30年11月下旬(予定)

ロ 対象者 昨年度に税務署の窓口において納税証明書の交付請求手続きを複数回行った者のうち、e-Tax利用開始届出書の提出がある者

納税証明書オンライン請求の利用勧奨文の発送につきまして、別添3「納税証明書のオンライン請求をご利用ください！」の文書にリーフレットを同封して、対象者に対しまして11月下旬の発送を予定しております。関与先等から照会がありましたらご指導をお願いいたします。

- (5) QRコードを利用したコンビニ納付について (管理運営部門)
別添4「QRコードを利用したコンビニ納付手続の開始について」参照

QRコードを利用したコンビニ納付につきまして、別添4「QRコードを利用したコンビニ納付手続の開始について」の資料のとおり、平成31年1月4日以降、自宅等において納付に必要な情報をQRコードとして出力することにより可能となります。①自宅等で作成・出力したQRコードをコンビニに持参していただき、②いわゆるキオスク端末に読み取らせることによりバーコードが出力されますので、③そのバーコードによりレジで納付していただくこととなります。

なお、納付可能金額は従来同様に30万円以下となり、現在利用可能なコンビニは、ローソン、ミニストップ、ファミリーマートとなっておりますので、よろしくようお願いいたします。

- (6) 財産債務調書及び国外財産調書の未提出者等への照会文書の送付について (個人課税部門)

発送日 平成30年11月27日(火)

財産債務調書及び国外財産調書の未提出者に対する照会文書が、平成30年11月27日(火)に関東信越国税局文書照会センターから発送されます。

問合せは文書照会センターとなっておりますが、関与先から質問等があった場合にはご指導いただくようご協力をお願いいたします。

- (7) 関与先企業等の従業員に対する国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用推進について (個人課税部門)

国税局及び税務署では確定申告期間中、確定申告会場が非常に混雑するため、平成30年分の確定申告につきましても、引き続き、自宅等からのICTを利用した申告の推進に取り組んでおります。

今後、国税局及び税務署から管内の大口源泉徴収義務者の代表者等に対しまして、従業員の方に対する自宅等からの国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告の推進を目指し、働き掛けを実施することとしております。つきましては、税理士会熊谷支部の先生方におかれましては、関与先企業等に対しまして、国税局及び税務署からの働き掛けがある旨と、従業員の方への「確定申告書等作成コーナー」の利用を積極的にお勧めくださるようご理解とご協力をお願いいたします。

(8) ID（利用者識別番号）・パスワードの発行促進について （個人課税部門）
別添リーフレット

「平成31年1月からe-Taxの利用手続がより便利になります」参照

上記（7）でも説明いたしましたが、国税局及び税務署では自宅等からのICTを利用した申告の推進に取り組んでおります。

その際使用するリーフレットとして別添リーフレット「平成31年1月からe-Taxの利用手続がより便利になります」をご覧ください。

平成31年1月からe-Taxの利用手続がより便利になり、マイナンバー方式のほかID・パスワード方式が加わり、自宅等からのe-Tax申告の利便性が大幅に向上されます。

なお、別添リーフレットの裏面の「スマホで見やすい専用画面」に記載のあるとおり、年末調整済みの給与1ヶ所の給与所得者で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、ID・パスワードを取得すれば、スマホでの申告も可能となります。

ID・パスワードの発行には税務署職員と対面で本人確認を行うか、マイナンバーカード及びカードリーダーを使用し開始届出書を送信する必要があります。

ID・パスワードの発行は、全国どこの税務署でも対応しており、申告先の税務署に限らず、例えば勤務先近くの税務署においても発行することができます。確定申告期間中は大変混み合いますので、年内に税務署に来署いただき取得することをお勧めいたしますので、関与先の従業員等から質問などがあつた場合には、前述した国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」の利用、スマホでも申告できる旨に加え、ID・パスワードについても併せて説明いただきますよう、よろしく願いいたします。

(9) 確定申告期の税務支援について （個人課税部門）

イ 協議派遣事業におけるe-Tax（代理送信）の推進について

平成30年分確定申告期において、税理士会熊谷支部と青色申告会及び農業青色申告会との間で行われる協議派遣による申告相談会においては、先生方の代理送信によるe-Taxの積極的なご利用をお願いいたします。

平成30年分においても、10の青色申告会・5つの農業青色申告会ともに、代理送信によるe-Taxが徹底されるよう協議しているところです。先生方におかれましても、昨年まで手書きで申告書を作成していた青色申告会でも、平成30

年分は国税庁HP確定申告書等作成コーナーなどを利用し、e-Tax送信を基本とした申告書等の作成になりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、先生方の事務所で使用しているペンダーとは操作方法等異なるところもあるかと思われます。また、次にお伝えする無料相談会場でも国税庁HP確定申告書等作成コーナーを利用いたします。

操作方法等につきましては本年度も埼玉工業大学の協力を得てe-Tax研修会を開催いたしますので、操作方法等に不安がある先生におかれましては積極的な参加をお願いいたします。

ロ 無料申告相談の日程等について

平成30年分確定申告期の無料申告相談を本年度も税理士会熊谷支部の先生方をお願いすることが決定しております。おって、熊谷支部から派遣に関し協力依頼等ご連絡があるものと思われます。確定申告期間中のご多忙の中、大変恐縮ではございますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

(10) 「税理士法第33条の2に規定する書面添付に係るチェックシート活用〔相続税〕」の活用について

(資産課税部門)

別添5「相続税申告に係る書面添付制度の更なる普及・定着のために」参照

別添6「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕」参照

今般、相続税の申告に係る添付書面の作成に資することを目的として、「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕」の活用をお願いしていたところですが、税制改正等を踏まえ、チェックシートを改訂しましたので、引き続き添付書面作成の際に活用願います。

なお、チェックシートを活用いただいた場合には、「相続税申告に係る書面添付制度の更なる普及・定着のために」にあるように添付書面の「5 その他」欄に「申告書の作成に当たっては、別添のチェックシートを活用し各項目の確認を行い検討した。」旨の文言を記載していただき、添付書面とともに提出していただきますようお願いいたします。

当局としては、添付書面の記載事項に加え、チェックシートの各項目についても幅広く意見聴取を実施することとしておりますので、書面添付制度の更なる普及・定着に向けた当該取組についてご協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

なお、チェックシートは、国税庁ホームページの関東信越国税局サイトにおける「局からのお知らせ」に掲載しています。

(11) 扶養控除等の見直し依頼文書の発送について

(法人課税部門)

給与の受給者のうち、扶養控除等の誤りが見込まれる源泉徴収義務者約 350 社等
に対しまして見直しの依頼文書を 11 月 12 日（月）に発送する予定ですのでご承知
置きください。

添付書類

- 1 平成30年度「税を考える週間」行事予定
- 2 さあ、はじめよう！（源泉所得税及復興特別所得税の納付書（徴収高計算書）
の作成から納付まで）
- 3 納税証明書のオンライン請求をご利用ください！
- 4 QRコードを利用したコンビニ納付手続の開始について
- 5 相続税申告に係る書面添付制度の更なる普及・定着のために
- 6 税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕

リーフレット

- 「平成 31 年 1 月から e-Tax の利用手続がより便利になります」

5 熊谷市役所からの連絡事項

(1) 給与支払報告書総括表の送付及びeLTAXの利用促進について (市民税課)
別添「eLTAX」参照

(2) 平成31年度固定資産税償却資産申告書の送付について (資産税課)

(3) 熊谷市の企業立地支援制度について (商工業振興課)
別添リーフレット「企業立地支援ガイド」参照

平成 30 年度「税を考える週間」行事予定

1 納税表彰式

日 時 11月16日(金)午後3時～
場 所 熊谷文化創造館「さくらめいと」月のホール

2 講演会等

○行事名 三団体(法人会・青色申告会・納税貯蓄組合)
女性部共催「租税教室」

講師:熊谷税務署長 笹本 裕二

日 時 11月13日(火)午後2時30分～
場 所 ホテルガーデンパレス

○行事名 公益社団法人熊谷法人会主催
「税を考える週間」講演会

講師:ダニエル・カール 氏(山形弁研究家)

演題:「ダニエルのライフ・ワーク・スタイル」

日 時 11月13日(火)午後4時～
場 所 ホテルガーデンパレス

○行事名 納税貯蓄組合・法人会・間税会共催
税の作文・標語・絵はがき展

日 時 11月11日(日)～11月17日(土)
場 所 八木橋百貨店

○行事名 税の作文・標語・絵はがき展

日 時 11月11日(日)～11月17日(土)
場 所 熊谷税務署 1階玄関ロビー

○行事名 税の作文・標語・絵はがき展

日 時 11月11日(日)～11月17日(土)
場 所 熊谷市役所

○行事名 税の作文・標語・絵はがき展

日 時 11月11日(日)～11月17日(土)
場 所 深谷市役所

○行事名 税の作文・標語・絵はがき展

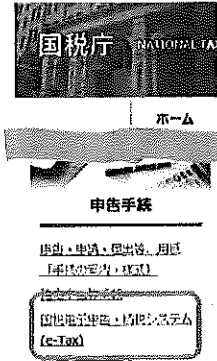
日 時 11月11日(日)～11月17日(土)
場 所 寄居町役場

さあ、はじめよう！

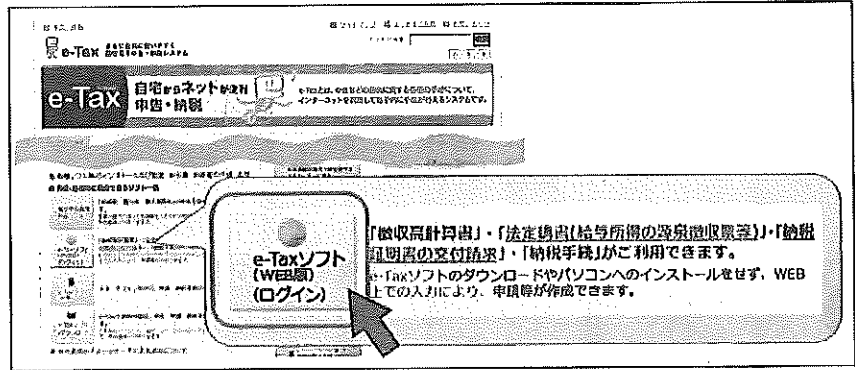
〔源泉所得税及復興特別所得税の納付書（徴収高計算書）の作成から納付まで〕

① e-Taxホームページへアクセスし、「e-Taxソフト（WEB版）（ログイン）」をクリックします（国税庁ホームページからも移動できます。）。

【国税庁ホームページ】

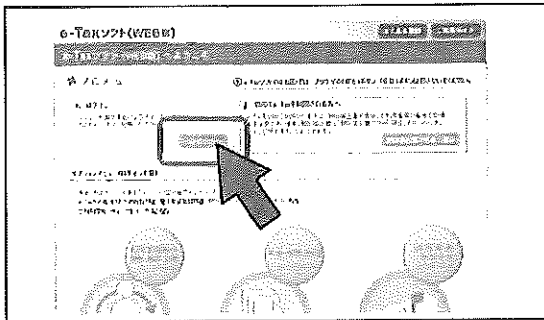


【e-Taxホームページ】

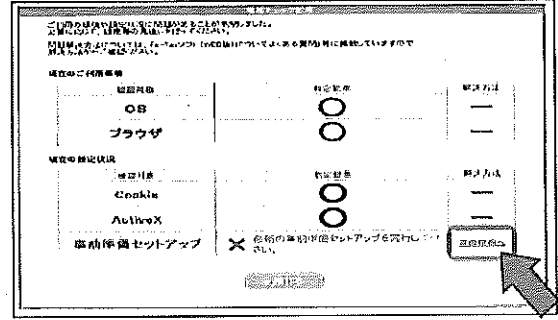


② メインメニューが表示されるので「ログイン」をクリックします。
（初めて利用する場合には、「環境チェック画面」が表示されるので、事前準備セットアップを行った後に「ログイン」をクリックしてください。）

【メインメニュー】

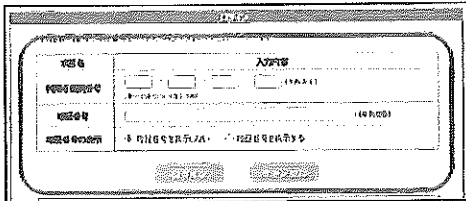


【環境チェック画面※初めて利用する場合に表示】

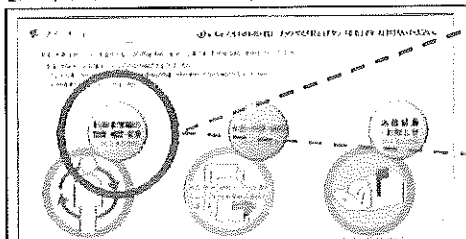


③ 「利用者識別番号」と「暗証番号」を入力し、「ログイン」をクリックします。
徴収高計算書データを初めてe-Tax（WEB版）で送信する場合、利用者情報の登録が必要になります（1度登録すると、次回からの登録は不要となります。）。

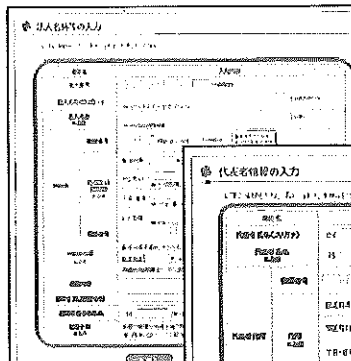
【ログイン画面】



【メインメニューから利用者情報を登録】

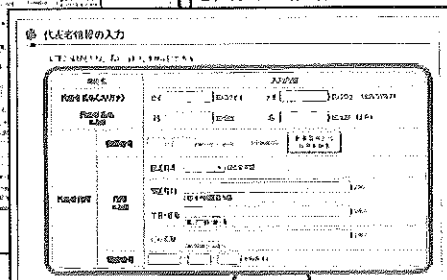


【法人名称等の入力画面】※法人の場合



必要事項を入力後、内容確認の上、「登録」をクリックします。

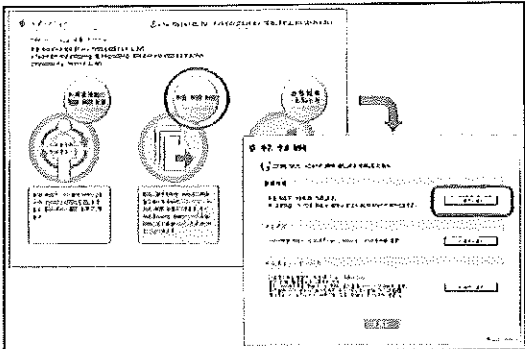
【代表者情報の入力画面】



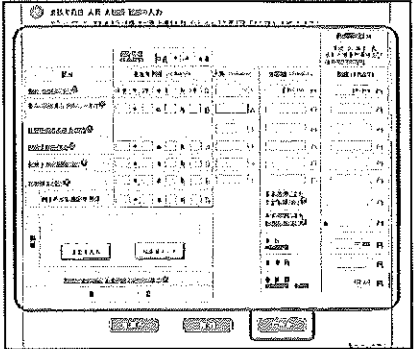
裏面に続きます。

4 メインメニューで「申告・申請・納税」をクリックし、徴収高計算書データを作成します。
 ※ 徴収高計算書データの作成画面は、書面の記入内容と同じ様式になっています。

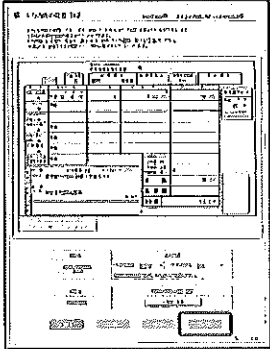
【申告・申請・納税画面】



【申告書等の作成画面】

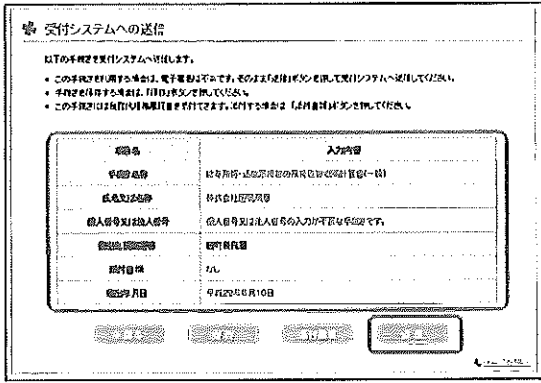


【入力内容の確認画面】

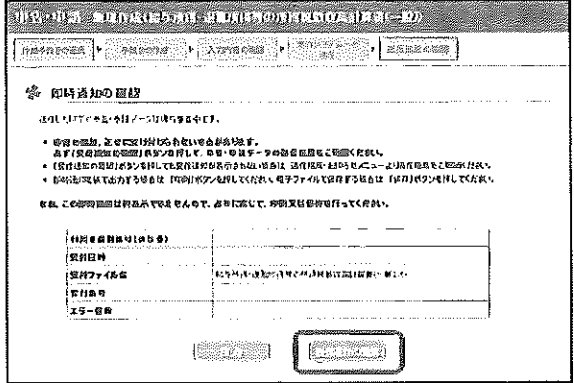


5 入力内容及び提出先の税務署に誤りがないことを確認し、受付システムへ送信します。
 データの送信が完了すると「即時通知」が表示されるので、内容を確認後、「受信通知の確認」をクリックします。

【受付システムへの送信画面】

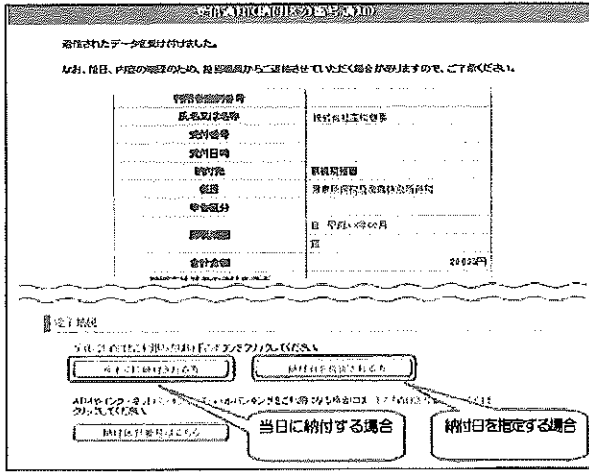


【即時通知の確認画面】

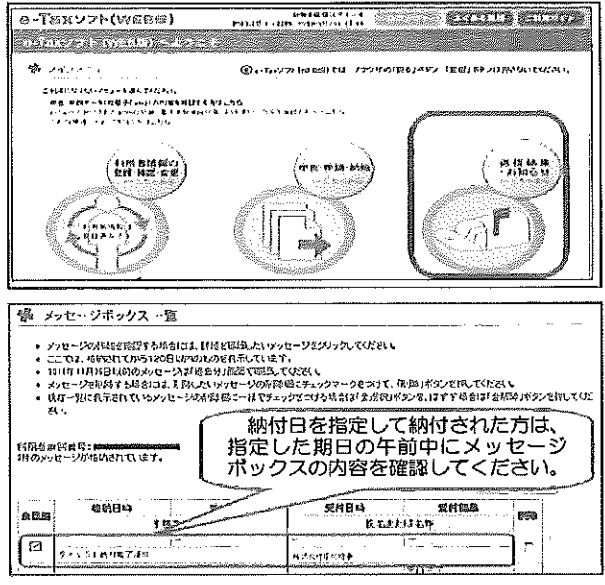


6 受信通知の「電子納税」欄から「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」をクリックします。
 納付が完了した旨のメッセージがメッセージボックスに格納されるので、確認してください。

【受信通知画面】



【送信結果・お知らせ → メッセージボックス一覧】



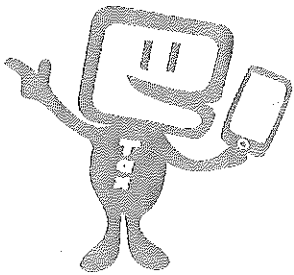
e-Taxの操作に関する質問は、ヘルプデスク(TEL0570-01-5901)へお問合せください。

平成30年11月 日

住所 (所在地)	
氏名 (法人名)	様 (御中)

熊谷税務署長

※この文書は、納税証明書の請求を行った方で、e-Tax
をご利用されている皆様にお送りしております。



納税証明書のオンライン請求を ご利用ください!

インターネットに接続されたパソコンやスマートフォン、タブレット端末があれば、電子証明書やICカードリーダライタがなくても、オンラインで納税証明書の請求が可能です。

納税証明書を請求される場合には、便利なオンライン請求を是非ご利用ください。

納税証明書のオンライン請求のメリット等については、同封のチラシをご覧ください。

税務署連絡先 熊谷税務署 管理運営担当 ○○ ○○
電話 _____

※ この文書は、行政指導として送付しているものであり、その責任者は表記の税務署長です。

納税証明書のオンライン請求の詳しい内容については、

e-Tax ホームページをご覧ください。

e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp

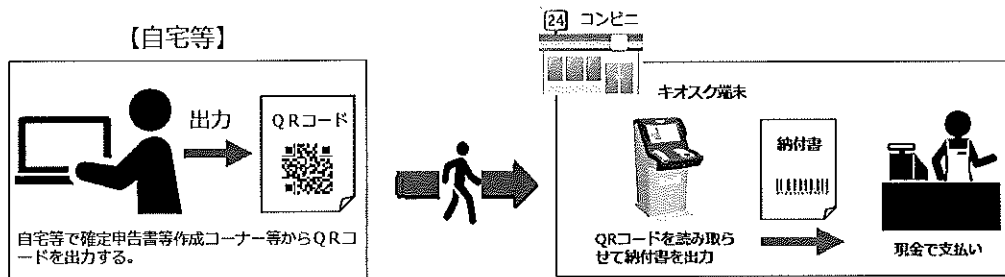
○ QRコードを利用したコンビニ納付手続の開始について

コンビニ納付は、従来、税務署から交付又は送付されたバーコード付の納付書がなければ利用できませんでしたが、平成31年（2019年）1月4日（金）以降、自宅等において納付に必要な情報（氏名や税額など）をいわゆる「QRコード」（PDFファイル）として作成・出力することにより可能となります。

利用方法は次のとおりです。

- ① 自宅等で作成・出力した「QRコード」（PDFファイル）をコンビニ店舗に持参
- ② いわゆるキオスク端末（「Loppi」や「Famiポート」）に読み取らせることによりバーコード（納付書）が出力
- ③ バーコード（納付書）によりレジで納付

（注） 詳細な利用方法等については、今後お知らせしていきます。



1 QRコードの作成・出力方法

(1) 確定申告書等作成コーナーからの作成・出力

確定申告書等作成コーナーにおいて、所得税、消費税、贈与税の申告書を作成する際に、QRコードの作成を選択することで、申告書に併せて、QRコード（PDFファイル）を印字した書面が出力（作成）されます。

(2) 国税庁ホームページからの作成・出力

国税庁ホームページのコンビニ納付用QRコード作成専用画面において、納付に必要な情報（住所、氏名、納付税目、納付金額等）を入力することで、QRコード（PDFファイル）を印字した書面が出力（作成）されます。

（注1） 納付できる金額は従来のコンビニ納付と同様に30万円以下となります。

（注2） 作成したQRコード（PDFファイル）をスマートフォンやタブレット端末に保存し、スマートフォンやタブレット端末の画面に表示してキオスク端末に読み取らせることも可能です。

2 利用可能コンビニ

ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）
ファミリーマート（「Famiポート」端末設置店舗のみ）

※ QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

相続税申告に係る
書面添付制度の更なる普及・定着のために・・・

「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕」を活用した添付書面の作成を！

相続税申告に係る添付書面の作成に当たっては、「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕」（以下「チェックシート」といいます。）の活用をお願いします。チェックシートを活用して作成された添付書面を基に意見聴取を行い、積極的に疑問点を解明していくこととしています。

税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕

このチェックシートは、納税者又は申告者の税務調査を受けるに当たって、申告書を作成した際に添付する書類として添付し、申告書の提出と同時に「提出」欄にチェックし、申告書の提出と同時に申告書の添付書類として提出してください。なお、「提出」欄にチェックしない場合は、申告書の提出と同時に提出しなくても構いません。

項目	確認事項（提出欄にチェックしてください）	確認事項	確認	提出	提出
相続税の納税地	<input type="checkbox"/> 納税地が相続税の納税地として正しいか <input type="checkbox"/> 納税地が、相続税の納税地として正しいか <input type="checkbox"/> 納税地が、相続税の納税地として正しいか	<input type="checkbox"/> 納税地の住所が正しいか <input type="checkbox"/> 納税地の住所が正しいか <input type="checkbox"/> 納税地の住所が正しいか			

このチェックシートは、国税庁ホームページの関東信越国税局サイトにおける「局からのお知らせ」に掲載されています。

- 具体的には・・・
- ① 相続税の申告書を作成する際にチェックシートを活用して添付書面を作成し、
 - ② 添付書面の「その他」欄にチェックシートを活用した旨を記載した上で、
 - ③ 申告書とともに、添付書面及びチェックシートを提出します。

相続税申告書（平成〇年〇月〇日 相続開始）に係る
税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面 (33の2①)

年 月 日 日 時 分

※ 添付書面番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	種
	事務所所在地	種
	氏 名	種

電話 () -

4 相談に応じた事項	相談の要旨
○ 相続財産の範囲	○ 財産の名称に関わらず、被相続人に帰属する財産は相続財産として計上する必要がある旨を相続人に説明した上で、相続人及びその家族の名称財産について、贈与関係、保有状況及び取引状況を確認した。
○ 遺産分割協議	○ 申告に当たっては、各種特例を最大限に活用できるよう遺産分割を行いたい旨の相談があり、不祥に適用可能である相法 19 条の2（配偶者に対する相続税額の特減）及び相法 69 条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）の各規定を最大限に適用する場合の計算方法について説明した。 この結果、全ての相続人の合意の下、居住用建物の敷地について、小規模宅地等の特例を適用することとした。
5 その他	

○ 申告書の作成に当たっては、別添のチェックシートを活用し、各項目の確認を行い検討した。

○ 意見聴取では・・・

納税者に税務調査の日時等を通知するときは、あらかじめ意見聴取を行います。意見聴取では、添付書面の記載事項に加え、チェックシートの各項目についても幅広く意見をお聴きします。

○ 意見聴取の結果・・・

チェックシートを活用して作成した添付書面に基づいて意見聴取を行った結果、疑問点等が解明されて調査に移行しないケースの増加が期待できます。

⚠ 「その他」欄に記載を！

チェックシートを活用した旨の記載をお願いします。

税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕

このチェックシートは、税理士法第33条の2の規定に基づく添付書面の作成に当たって、申告書を正しく作成していただけるよう確認すべき事項をまとめたものであり、「確認事項」をご確認の上、「確認」欄にチェックし、さらにその事項に係る該当の有無を「該当の有無」欄にチェックしてください。また、確認した書類又はその写しを申告書に添付した場合、「添付」欄にチェックをお願いいたします。
 なお、「確認書類」欄のカッコ内には、当該確認に用いた書類の名称を記載願います。

(平成30年4月分以降用)

項 目	確認事項 (確認欄にチェックしてください)	確認書類	確認 (h)	該当の有無 (h)	添付 (h)
相続税の納税地	○被相続人の死亡時の住所地を納税地としていますか。 ※ 住所地とは、被相続人の「生活の本拠」をいい、住民登録上の住所と一致しない場合があります。	○被相続人の戸籍の附票の写し (相続開始の日以後に作成されたもの) (※3) ○老人ホーム等への入所時における契約書の写し等	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
相続人等	① 法定相続人に誤りはありませんか。 ② 相続人に未成年者や障害者の方はいませんか。	○戸籍の謄本、法定相続情報一覧図の写し等 (※1) ○特別代理人選任の審判の証明書、身体障害者手帳等	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
相続財産の分割等	① 遺産分割協議書はありますか。 ② 遺言書はありますか。	○遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書 (※2) ○家庭裁判所の検認を受けた遺言書の写し等 (※2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
相 不 動 産	① 未登記不動産はありませんか。	○所有不動産が確認できるもの (固定資産税評価証明書、登記済権利証、登記事項証明書、国外財産調書(控)等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
	② 共有不動産はありませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
	③ 先代名義の不動産はありませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
	④ 他の市区町村に所在する不動産はありませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
	⑤ 日本国外に所在する不動産はありませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
	⑥ 他人の土地の上に存する建物 (借地権) 及び他人の農地を小作 (耕作権) しているものはありませんか。	○土地の賃貸借契約書、小作に付されている旨の農業委員会の証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
続 有 価 証 券	① 名義は異なるが、原資、管理及び運用等の状況から被相続人に帰属するものではありませんか (無記名の有価証券も含みます。)	○証券、株券、通帳又はその預り証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
	② 株式の割当てを受ける権利、配当期待権はありませんか。	○評価明細書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
	③ 増資等による株式の増加分や端株について計上漏れはありませんか。 (端株を有する場合⇒該当「有」)	○配当金支払通知書 (保有株数表示) 等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
	④ 日本国外の有価証券はありませんか。	○証券、株券又はその預り証、国外財産調書(控)等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
財 産	① 相続開始直前に、被相続人の預金口座等から出金された現金を確認し、相続開始日の現金残高を手元現金に含め計上していますか。 (被相続人の預金口座から出金された現金を相続開始日の手元現金に含めている場合⇒該当「有」)	○預貯金・貸付信託等の残高証明書 (相続開始日現在のもの)、預貯金通帳 (国外金融機関の預貯金であればステートメント) 等 その他確認書類 [_____] [_____] [_____]	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
	② 預貯金や現金などの増減について、相続開始前5年間程度の期間における入出金を確認していますか。		<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
	③ 名義は異なるが、原資、管理及び運用等の状況から被相続人に帰属するものではありませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
	④ 日本国外の預貯金はありますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
	⑤ 既経過利息の計算は行っていますか。 (既経過利息の計算を行っている預貯金等を有する場合⇒該当「有」)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
事 業 用 ・ 家 庭 用 財 産	① 決算書等から、事業用財産、農業用財産の有無の確認をしていますか。 (事業用財産や農業用財産を有する場合⇒該当「有」)	○所得税及び復興特別所得税の確定申告書(控)、所得税青色申告決算書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
	② 家庭用財産はありませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>

項 目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 書 類	確認 (<input type="checkbox"/>)	該当の 有無(<input type="checkbox"/>)	添付 (<input type="checkbox"/>)	
相	生命保険金	① 生命保険金及び生命保険契約に関する権利はありませんか。 ② 契約者（家族名義を含む。）と保険料負担者の確認を行っていますか。	○ 保険証券、支払保険料計算書、生命保険金の支払通知書、所得税及び復興特別所得税の確定申告書（控）等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
	退職手当金等	○ 功労金及び弔慰金等で、退職手当金等に該当するものはありますか。	○ 退職手当金の支払通知書、法人税確定申告書（控）等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
	立 木	○ 樹種、樹齢等は確認されていますか。（立木を有する場合⇒該当「有」）	○ 立木証明書、森林経営計画書、組合等の精通者意見書など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
統 財 産	① 未収金（給与、地代、家賃、配当等）はありませんか。 ② 親族や同族法人等に対する貸付金、前払金及び立替金等はありませんか。 ③ 庭園設備、自動車、バイク及び船舶等はありませんか。 ④ 貴金属、書画及び骨とう品はありませんか。	○ 賃貸借契約書、通帳、配当金支払通知書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	
		○ 金銭消費貸借契約書、法人税確定申告書（控）、借用証等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	
		○ 現物の確認（最近取得している場合は、取得価額の分かる書類）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	
		○ 種別、作者名、作品題名、サイズ、形状（掛物、額、巻物等の別）、箱の有無等を記載した評価額の分かる書類及び写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	
	その他の財産	○ ゴルフ会員権やレジャークラブ会員権等はありませんか。	○ 会員証（券）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		○ 特許権、著作権、営業権、電話加入権等はありませんか。	○ 評価明細書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		○ 所得税及び復興特別所得税の確定申告や準確定申告の還付金の有無は確認していますか。（還付金を有する場合⇒該当「有」）	○ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書（控）、通帳等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		○ 損害保険契約に関する権利はありませんか。	○ 保険証券、所得税及び復興特別所得税の確定申告書（控）等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		○ 「直系尊属からの結婚・子育てで資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の特例の適用に係る残額はありますか。	○ 結婚・子育て資金非課税申告書（控）等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産	○ 被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）はありませんか。	○ （被相続人から贈与を受けた財産について、相続時精算課税制度の適用を受けていた場合）相続時精算課税適用財産の明細、贈与税の申告書（控）等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	
生前贈与財産の相続財産への加算	○ 相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産は相続財産に加算していますか（贈与税の基礎控除以下のものを含みます。）。（被相続人から相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産を有する場合⇒該当「有」）	○ 相続開始前3年間の預貯金及び有価証券の取引明細等（家族分も含みます。）、贈与契約書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	
債 務 ・ 葬 式 費 用	① 借入金等はありませんか（連帯債務を含む。）。	○ 借用書、請求書、金銭消費貸借契約書、納付書、納税通知書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	
	② 未納の固定資産税・所得税等の税金はありませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	
	③ 預り保証金（敷金）等の計上漏れはありませんか。（預かり保証金等を有する場合⇒該当「有」）	○ 賃貸借契約書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	
	④ 被相続人の住宅ローンのうち、団体信用生命保険に加入していたことにより返済する必要なくなった金額を債務として控除していませんか。	○ 住宅ローンの設定契約書等	<input type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>	
	⑤ 相続放棄した相続人（包括受遺者を除く。）が引き継いだ債務を債務控除していませんか。	○ 相続権放棄申述の証明書等	<input type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>	
	⑥ 法会や香典返しに要した費用、墓石や仏壇の購入費用が含まれていませんか。	○ 領収書等	<input type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>	

項	目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 書 類	確認 (h)	該当の 有無(h)	添付 (h)
評 価 不 動 産	共 通 項 目	① 土地の評価に当たっては、現地確認を行い利用状況を確認した上で、実際の面積によって計算していますか。	○実測図等	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
		② 評価単位の判定は適切ですか。	○土地の利用状況が確認できるもの	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
		③ 正面路線の判定は適切ですか。	○路線価図	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
		④ 画地調整率の適用に誤りはありませんか。		<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
		⑤ 地区区分の判定は適切ですか。		<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
		⑥ 正面路線以外の路線が宅地の一部に接している場合、側方及び二方路線影響加算額を調整の上、加算していますか。 （2以上の路線に接している場合⇒該当「有」）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		⑦ 不整形地について、想定整形地はその面積が最小となるよう適正に設定していますか。	○実測図等	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
	個 別 項 目	⑧ 国外不動産の評価は適切ですか。 （国外不動産を有する場合⇒該当「有」）	○現地の不動産会社の査定書等 ○現地の不動産鑑定士等の鑑定書、意見書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		⑨ 土地（特に山林）に縄伸びはありませんか。	○実測図、森林施業図等	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
		⑩ 地積規模の大きな宅地の評価の適用について、要件の確認をしていますか。（地積規模の大きな宅地の評価を適用する場合⇒該当「有」）	○路線価図、住宅地図、都市計画図等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		⑪ 借地権がある土地について、借地権の計上漏れはありませんか（建物のみの計上や、借地権者の地位に変更がない旨の申出書を提出しているもの。） （借地権がある土地を有する場合⇒該当「有」）	○登記事項証明書、土地賃貸借契約書、借地権者の地位に変更がない旨の申出書（控）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
個 別 項 目	⑫ 同族法人等に対して貸し付けている土地等のうち、無償返還に関する届出書を提出している土地等がある場合、適切な割合を控除していますか。 （無償返還に関する届出書を提出している土地等を有する場合⇒該当「有」）	○土地の無償返還に関する届出書（控）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	
	⑬ 貸家の中に、空家となっているもの（一時的に空家となっているものを除きます。）はありませんか。 （貸家を有する場合⇒該当「有」）	○不動産賃貸契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	
	⑭ 貸家建付地として評価している場合、対応する建物（貸家）を計上していますか。 （貸家建付地を有する場合⇒該当「有」）	○固定資産税評価証明書、不動産賃貸契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	
	⑮ 貸宅地は地上権又は借地借家法に規定する借地権の目的物ですか（使用貸借の場合には自用地評価となります。）。（貸宅地を有する場合⇒該当「有」）	○土地の賃貸借契約書、住宅地図等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	
個 別 項 目	⑯ 倍率地域の宅地比準の計算において、近傍宅地の1㎡当たりの固定資産税評価額を基に評価していますか。	○固定資産税評価証明書	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>	
	⑰ 市街地周辺農地について、20%の評価減をしていますか。 （市街地周辺農地を有する場合⇒該当「有」）	○市街地農地等の評価明細書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	

項	目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 書 類	確認 (l)	該当の 有無(l)	添付 (l)
特	小規模宅地等	① 必要な書類を添付していますか。 （小規模宅地等の特例を適用する場合⇒該当「有」）	○申告書第11・11の2表の付表1等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		② 被相続人が老人ホーム等に入所したことにより居住されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等について、特定居住用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。 （上記の場合に該当するとき⇒該当「有」）	○被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの）（※3） ○要介護認定書類等 ○老人ホーム等への入所時における契約書の写し等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		③ 同居親族又は被相続人と生計を一にしていた親族が特定居住用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。 （上記の場合に該当するとき⇒該当「有」）	○特例の適用を受ける宅地等を自己の居住用に供していることを明らかにする書類（※4）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		④ 非同居親族が特定居住用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。 （上記の場合に該当するとき⇒該当「有」）	○取得した者の相続開始日前3年以内における住所又は居所を明らかにする書類（※4） ○相続開始日前3年以内にその取得者が居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、自己の三親等内の親族又はその親族と特別の関係のある一定の法人が所有する家屋以外の家屋であることを証する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		⑤ 特定居住用宅地等の上に存する建物が二世帯住宅で、その建物が区分所有建物である場合には、被相続人の居住の用に供されていた部分を確認していますか。 （上記の場合に該当するとき⇒該当「有」）	○登記事項証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		⑥ 特定居住用宅地等は取得者ごとの居住継続、所有継続要件を満たしていますか。 （要件を満たしている場合⇒該当「有」）	○特例の適用を受ける宅地等を自己の居住用に供していることを明らかにする書類（※4）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		⑦ 特定同族会社事業用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。 （上記の場合に該当するとき⇒「有」）	○特例の対象となる法人の発行済株式の総数（又は出資の総額）及び被相続人等が有する法人の株式（又は出資の総額）を記載した書類でその法人が証明したもの ○特例の対象となる法人の定款の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		⑧ 相続開始前3年以内に新たに貸付事業（平成30年4月1日以後に新たに貸し付けたものに限り、また、事業と称する規模で行っている貸付けを除きます。）の用に供された宅地等に貸付事業用宅地等を適用していませんか。	○ 収支内訳書（控） 不動産所得用	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
		⑨ 貸地（貸駐車場等）について特定事業用宅地等の80%減をしていませんか。	○ 収支内訳書（控）（不動産所得用）	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
		⑩ 限度面積の計算を適正にしていますか。	○ 申告書第11・11の2表の付表1	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
⑪ 分割が確定していない宅地について、特例を適用していませんか。（※5）	○ 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※2）	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>		
例	特定計画山林	① 必要な書類を添付していますか。 （特定計画山林の特例を適用する場合⇒該当「有」）	○森林経営計画書 ○特例の適用を受ける資産の内容の分かるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		② 調整限度額の計算を適正にしていますか。	○ 申告書第11・11の2表の付表2等	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
	③ 分割が確定していない特定計画山林について、特例を適用していませんか。（※5）	○ 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※2）	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>	
配偶者の減税額	○ 分割が確定していない財産について、特例を適用していませんか。（※5）	○ 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※2）	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>	

項	目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 書 類	確認 (h)	該当の 有無(h)	添付 (h)
特	農地等についての相続税の納税猶予	① 必要な書類を添付していますか。 （農地等納税猶予の特例を適用する場合⇒該当「有」）	○ 農業委員会の適格者証明書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		② 期限内申告ですか。		<input type="checkbox"/>	—	—
農地等についての相続税の納税猶予	農地等についての相続税の納税猶予	③ 遺言書又は遺産分割協議書はありますか。	○ 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書(※2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		④ 被相続人は死亡の日まで、特例適用農地について農業を営んでいましたか。 （営んでいた場合⇒該当「有」）	()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
農地等についての相続税の納税猶予	農地等についての相続税の納税猶予	⑤ 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていませんか。 （受けている場合⇒該当「有」）	○ 贈与税の申告書（控）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		⑥ 特例適用者は相続人であり、かつ速やかに農業経営を開始していますか。 （相続人で農業経営を開始している場合⇒該当「有」）	()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
農地等についての相続税の納税猶予	農地等についての相続税の納税猶予	⑦ 現況が農地等以外の土地又は特定市街化区域農地等（都市営農農地等を除きます。）に特例を適用していませんか。	()	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
		⑧ 担保提供関係書類の提出はありますか。	○ 担保目録及び担保提供書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
非上場株式等についての相続税の納税猶予（特例措置）（※6）	非上場株式等についての相続税の納税猶予（特例措置）（※6）	① 必要な書類を添付していますか。 （非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例を適用する場合⇒該当「有」）	○ 会社の定款の写し等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		② 期限内申告ですか。		<input type="checkbox"/>	—	—
非上場株式等についての相続税の納税猶予（特例措置）（※6）	非上場株式等についての相続税の納税猶予（特例措置）（※6）	③ 遺言書又は遺産分割協議書はありますか。	○ 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※2）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		④ 都道府県知事の認定書はありますか。	○ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条第10項の都道府県知事の認定書の写し及び同条第7項の申請書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
非上場株式等についての相続税の納税猶予（特例措置）（※6）	非上場株式等についての相続税の納税猶予（特例措置）（※6）	⑤ 「特例承継計画」（会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載したもの）を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載の上、平成35年（2023年）3月31日までに都道府県知事に提出し、その確認を受けましたか。	○ 承継計画等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		⑥ 特例適用者が取得した非上場株式等は、平成30年1月1日から平成39年（2027年）12月31日までの間に最初のこの特例の適用に係る相続又は遺贈による取得、又は、その取得の日から特例経営承継期間の末日までの間に相続税の申告書の提出期限が到来する相続又は遺贈による取得ですか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	—
非上場株式等についての相続税の納税猶予（特例措置）（※6）	非上場株式等についての相続税の納税猶予（特例措置）（※6）	⑦ 担保提供関係書類の提出はありますか。	○ 担保目録及び担保提供書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		① 必要な書類を添付していますか。 （非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予を適用する場合⇒該当「有」）	○ 会社の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予（特例措置）（※6）	非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予（特例措置）（※6）	② 贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける受贈者に係る贈与者の死亡ですか。 （上記に該当する場合⇒該当「有」）	○ 贈与税の申告書（控）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		③ 期限内申告ですか。		<input type="checkbox"/>	—	—
非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予（特例措置）（※6）	非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予（特例措置）（※6）	④ 都道府県知事の確認書はありますか。	○ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第6項の都道府県知事の確認書の写し及び同条2項の申請書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		⑤ 担保提供関係書類の提出はありますか。	○ 担保目録及び担保提供書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>

項 目	確認事項 (確認欄にチェックしてください)	確 認 書 類	確認 ()	該当の有無 ()	添付 ()
税 額 計 算 等	① 養子が2人以上いる場合、法定相続人の数に含める養子の数に誤りはありませんか (実子がいる場合には1人、実子がいない場合には2人となります。)	<input type="checkbox"/> 戸籍の謄本、法定相続情報一覧図の写し等 (※1) その他確認書類 _____ _____ _____	<input type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>
	② 法定相続分の計算に誤りはありませんか (特に相続人に代襲相続人がいる場合。)		<input type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>
	③ 相続又は遺贈により財産を取得した者が孫 (いわゆる孫養子を含み、代襲相続人を除きます。) や兄弟姉妹、受遺者等の場合は、税額の2割加算をしていますか。 (上記相続人がいる場合⇒該当「有」)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
	④ 相続人が未成年者である場合に、過去に未成年者控除の適用を受けている場合は、前の相続における控除不足額を限度として控除していますか。 (過去に適用している場合⇒該当「有」)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
	⑤ 相続人が障害者である場合に、過去に障害者控除の適用を受けている場合は、前の相続における控除不足額を限度として控除していますか。 (過去に適用している場合⇒該当「有」)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
	⑥ 法令の適用誤り、税額の計算誤り等はありませんか。		<input type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>
そ の 他	① 生前の土地等の譲渡代金は相続財産に反映されていますか。 (土地等の譲渡代金がある場合⇒該当「有」)	()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
	② 前回以前の相続の時に被相続人が取得した財産のうち、今回の相続財産に計上すべきものの有無を確認していますか。 (前回以前の相続において取得した場合⇒該当「有」)	<input type="checkbox"/> 前回の相続の際の遺産分割協議書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
	③ 多額の債務がある場合、その借入れによって取得した財産は、相続財産に反映されていますか。 (多額の債務及び借入金がある場合⇒該当「有」)	<input type="checkbox"/> 金銭消費貸借契約書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
	④ 相続税の延納、物納をされる場合には、申請書等及び関係書類を相続税の申告書とともに申告期限 (納期限) 内に提出していますか。 (延納・物納をする場合⇒該当「有」)	()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
	⑤ 非課税財産 (墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるもの) を相続財産に計上していませんか (ただし、商品、骨とう品又は投資目的で所有するものを除く。)	()	<input type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>

(※1) 次に掲げるいずれかの書類 (複写したものを含まず) を提出する必要があります。
 ① 相続開始の日から10日を経過した日以後に作成された「戸籍の謄本」で、被相続人の全ての相続人を明らかにするもの
 ② 図形式の「法定相続情報一覧図の写し」 (子の続柄が、実子又は養子のいずれであるかがわかるように記載されたものに限り)。
 なお、被相続人に養子がいる場合は、その養子の戸籍の謄本又は抄本 (複写したものを含まず) も提出する必要があります。

(※2) 配偶者の税額軽減、小規模宅地等の特例、農地等についての相続税の納税猶予の特例、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例、山林についての相続税の納税猶予の特例、医療法人の持分についての相続税の納税猶予の特例、特定受贈同族株式会社に係る特定事業用資産の特例、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、必ず遺産分割協議書の写し、遺産分割協議書に押印した相続人全員の印鑑証明書の原本又は遺言書の写しの提出が必要です。

(※3) 「戸籍の附票の写し」とは、市区町村長から交付を受けた戸籍の附票に記載された事項を証明した書類 (原本) のことであり当該書類を複写 (コピー) したものではありません。

(※4) 特例の適用を受ける者がマイナンバー (個人番号) を有している場合は提出する必要はありません。

(※5) 申告書の提出期限までに分割されていない財産を申告書の提出期限から3年以内に分割し、配偶者に対する相続税額の軽減の特例、小規模宅地等の特例及び特定計画山林の特例を受けようとするときは、「申告期限後3年以内の分割見込書」の提出が必要です。

(※6) 「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例 (特例措置)」等の適用を受けるための適用要件及び添付書類の確認には、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例のチェックシート (特例措置)」等を使用してください。
 なお、「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例 (一般措置)」等の適用を受けるための適用要件及び添付書類は、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例のチェックシート (一般措置)」等を確認してください。

被相続人氏名 _____
 相続人代表 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____
 電 話 () _____

所在地	_____

氏名	_____

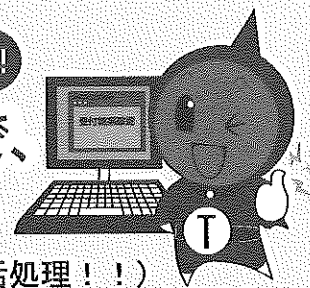
電話	() _____

エルタックス eLTAX

地方税申告もネットが便利!

自宅で、オフィスで、
らくらく申告!

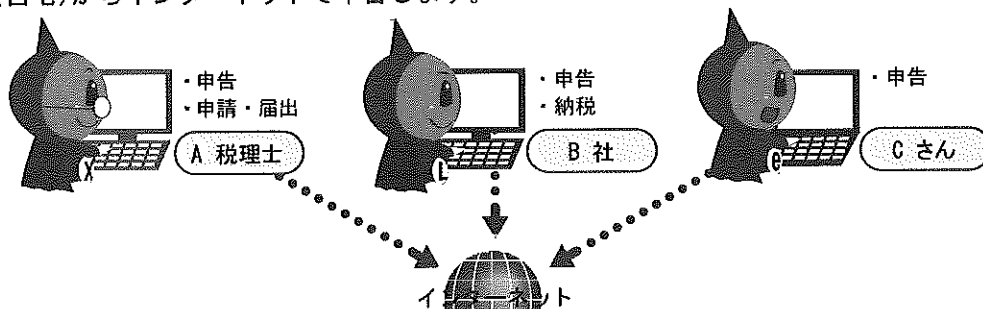
(複数の申告も、ネットなら一括処理!!)



地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)は、地方税の手続きを電子的に行うシステムです。地方税の申告や納税を窓口に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンから、インターネットを通じて、簡単に行うことができます。もう、混雑する窓口へ出かける必要はありません。

eLTAXの概要

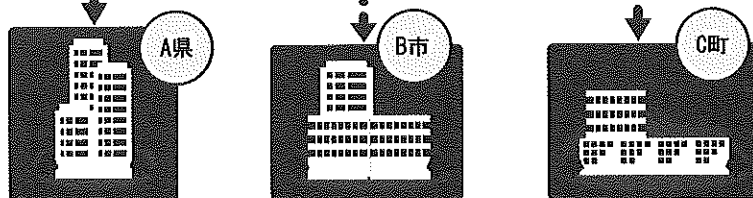
1. オフィス(自宅)からインターネットで申告します。



2. 地方税ポータルセンターで
受付します。



3. 各地方公共団体へ
配信されます。



大法人について、電子申告が
義務化されます!!

■利用時間

8:30 ~ 24:00 (土日祝、年末年始を除く。)

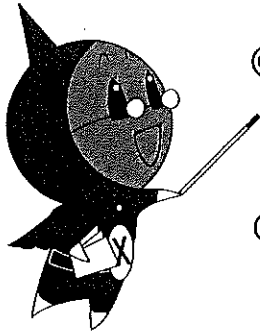
■平成30年度 eLTAX 休日運用日

- ・平成30年8月25日(土)、26日(日)
- ・平成30年11月23日(金)、24日(土)、25日(日)
- ・平成31年1月19日(土)、20日(日)、26日(土)、27日(日)
- ・平成31年2月23日(土)、24日(日)

無料
です!

eLTAXをご利用いただくにあたり、パソコン環境やインターネット接続環境、必要に応じて電子証明書などを事前に準備していただく必要があります。これらの準備には費用が必要なものもあります。

eLTAXで申告するメリット



◎手続きが自宅やオフィスでできる！

インターネットを利用するため、自宅やオフィスなどから手続きを行うことができます。

◎複数の申告も一括で処理できる！

利用者が作成した申告等の電子データを送信するだけで、ポータルセンターが提出先を判断し、それぞれの地方公共団体へ送信します。

◎申告書がラクラク作成できる！

様々な申告書の作成支援が受けられます。

◎給与支払報告書・源泉徴収票を一括で提出できる！

国と地方にそれぞれ提出する義務のある源泉徴収票・給与支払報告書を一括して、eLTAXで一元的に送信することができます。

eLTAXで利用できるサービス

すでに電子化されている申告手続きと関連性の高い申請・届出手続きや納付手続きがeLTAXから行えます。

1 電子申告対象税目

- 法人都道府県民税
- 法人事業税
- 地方法人特別税
- 法人市町村民税
- 固定資産税(償却資産)
- 個人住民税(給与支払報告書や特別徴収関連手続)
- 事業所税

2 電子納税

- 申告手続きに関連した納付手続きが可能です。

3 電子申請・届出

- 法人設立届出や異動届出等
- 申告手続きに関連した申請・届出手続き

※地方公共団体ごとの提供サービスにつきましては、eLTAXホームページでご確認ください。

大法人の電子的提出の義務化について



平成30年度税制改正により、大法人(事業年度開始時点で資本金が1億円超の法人等)が行う法人住民税(都道府県民税、市町村民税)・法人事業税の申告は、電子的な提出(eLTAX)が義務化されました。

※平成32年4月1日以後に開始する事業年度から適用

利用届出の提出及び詳しい情報は
eLTAXホームページをご覧ください

▶ <http://www.eltax.jp/>

スマートフォン・携帯電話からもご覧いただけます。

※利用届出等の手続き、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。

電話(ヘルプデスク)による
お問い合わせは

▶ **0570-081459**

ヘルプデスク受付時間 9:00~17:00

(土日祝日・年末年始を除く)

▶ **03-5500-7010** (上記の電話番号でつながらない場合)

国税電子申告・納税システム(e-Tax)もご利用ください。 ▶ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>



一般社団法人 地方税電子化協議会

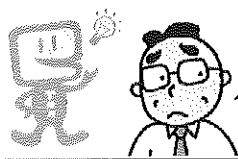


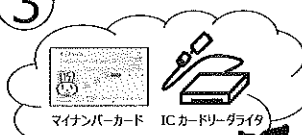

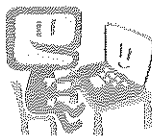

熊谷市市民税課・資産税課 電話048-524-1111 (代表)

深谷市市民税課・資産税課 電話048-571-1211 (代表)

寄居市市民税課・資産税課 電話048-584-2121 (代表)

平成31年1月から e-Tax の利用手続きが (2019年)

より便利になります

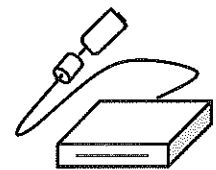
<p>①</p>  <p>今年も税務署に申告書を提出しに行ったけど、混んでたな… 来年も税務署に行くのが大変だなあ</p>	<p>②</p> <p>マイナンバーカード方式!</p>  <p>マイナンバーカードと IC カードリーダーライターがあれば、自宅のパソコンから e-Tax で申告ができるよ!</p> <p>ええ そうなんだ!</p> 
<p>③</p>  <p>でも、マイナンバーカードはまだ取ってないし、IC カードリーダーライターも持ってないよ、どうしよう…</p> 	<p>④</p> <p>ID・パスワード方式!</p>  <p>そういう方でも大丈夫! 税務署で ID とパスワードを受け取れば自宅のパソコンやスマホから e-Tax で申告ができるよ!</p> <p>知らなかったよ!</p> 

マイナンバーカード方式

用意するものは、次の2つ!



- ① マイナンバーカード
- ② IC カードリーダーライター



- ・マイナンバーカードを利用して e-Tax で申告できます。
- ・既に e-Tax の ID (利用者識別番号) を取得している方も e-Tax の ID・パスワード (暗証番号) が不要になります。

マイナンバーカードや IC カードリーダーライターをお持ちでない方は・・・

ID・パスワード方式

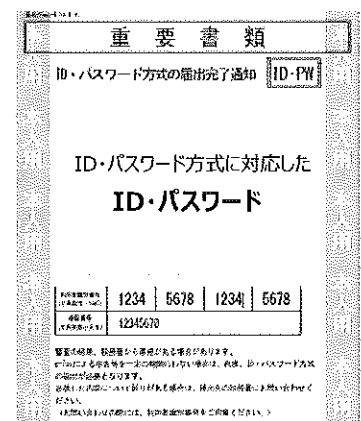
用意するものは、次の2つ!

ID・パスワード方式に対応した



- ① ID (利用者識別番号)
- ② パスワード (暗証番号)

- ・ID とパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。



ID・パスワード方式の利用については、裏面をご覧ください。

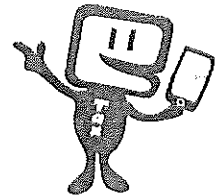
- ・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。
※マイナンバーカード及び IC カードリーダーライターが普及するまでの暫定的な対応です。

平成31年(2019年)1月以降も、引き続き、従来の方式でも e-Tax による申告書の送信ができます

平成31年（2019年）1月から

いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書の作成ができます。



スマホで見やすい専用画面

給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます！

ID・パスワード方式で手続完結

- ID・パスワード方式を利用して **e-Tax で送信すれば申告完了！**
(ICカードリーダーライター不要)
- e-Tax で送信すれば、源泉徴収票などの **添付書類は提出不要！**
(自宅に保管する必要があります)
- **申告書の控えはPDF形式でスマホに保存！**

印刷も要らなくなるんだね。



- ※ ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス（有料）を利用して印刷し、税務署に郵送等で提出できます。
- ※ タブレット端末からもご利用いただけます。

ID・パスワード方式の利用について

- ID・パスワードについては、税務署で職員と対面による本人確認を行う方法以外に、平成31年（2019年）1月からマイナンバーカードとICカードリーダーライターを使って、ご自宅等から利用開始届出書を送信することで、利用できるようになります。
- 平成30年1月以降、確定申告会場等で「ID・パスワード方式の届出完了通知」を受け取られた方は、既に利用開始届出書の提出はお済みですので、お手元の申告書等の控えをご確認ください。
- 平成31年（2019年）1月以降、e-Tax ホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知（e-Tax での申告履歴）や税務署からのお知らせなどを確認するには、マイナンバーカード等での認証が必要となりますのでご注意ください。
- 暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
(国税庁では「マイナンバーカード方式」を推奨しています。)